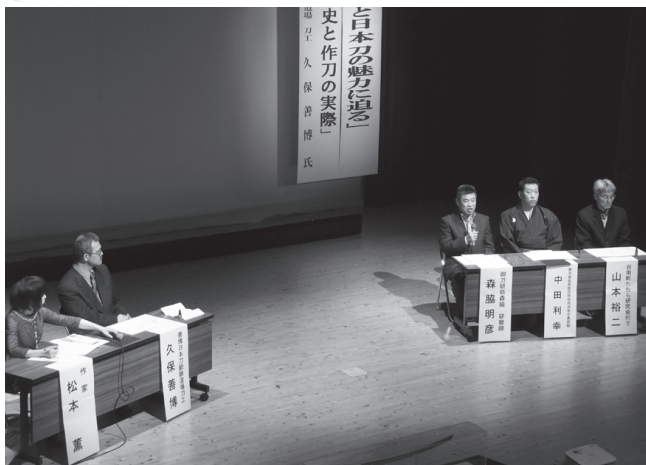




たたらや日本刀への思いなどが活発に出される



瞬きする暇もないほど迫力ある演武を披露

たたら製鉄の謎と日本刀の魅力を解明する
たたらフォーラム2015『奥日野のたたらと日本刀の魅力に迫る』

かつて日本屈指のたたら製鉄の地であった奥日野の歴史を多くの人に知ってもらい、後世に伝えていこうと、3月8日、町文化センターで、たたらフォーラム2015（伯耆国たたら顕彰会主催）が開かれました。

今回は、たたら製鉄による究極の「美」といわれる日本刀の魅力について、日本刀にかかわる専門家の研究成果の発表やパネルディスカッションなどが行われました。

基調講演では、刀工の久保善博さんが、「日本刀の歴史と作刀の実際」と題し、謎だらけだったたたら製鉄の解明と日本刀の歴史、関係性などについて紹介しました。

次に、米子市で居合道を指導している米子真武館神田塾の中田利幸塾頭ら2人が、日本刀を使った居合演武を披露しました。会場に緊張感が漂う中、来場者は2人の居合演武に見入っていました。

また、パネルディスカッションでは、「日本刀の魅力に迫る」をテーマに、久保さんや中田さんから4人のパネリストが意見交換しました。武器としての側面と伝統美術品としての側面が融合していることが、日本刀の最大の魅力であることがなどが話し合われていました。



笑顔でカメラを手渡す飯田さん

子どもたちの豊かな心と体の育成に役立てて
町仏教会がたく鉢で寄せられた浄財の一部を寄付

日野町放課後子ども教室での活動に役立ててほしいと、日野町仏教会（飯田頼昭会長）が、2月17日、町内の小学校を訪れ、デジタルカメラ2台を寄贈しました。

これは、町仏教会が修行と社会福祉活動のひとつとして行っているたく鉢で寄せられた浄財の一部で寄贈されたものです。そのほか、町内の保育所や中学校、社会福祉施設などにさまざまな形で寄付を行っています。

カメラを受け取った児童らは、笑顔で喜び、感謝の気持ちを表していました。



今後の活動にも力が入る町観光協会の皆さん

町が元気になるよう役立ててほしい
町観光協会が金持神社札所の収益金の一部を寄付

2月25日、町観光協会（小谷澄男会長）が、平成26年度の日野町観光物産館金持神社札所の収益金の一部350万円を町に寄付しました。

当日は、小谷会長ら協会役員や札所スタッフらが町役場を訪れ、札所で人気の高い縁起物「黄色いハンカチ」と「金持万札扇子」とともに景山町長に手渡しました。

景山町長は「平成18年から毎年寄付をいただき、今年で9年目になります。観光振興基金に積み立て、町が元気になるため、使い道を考え有効に使いたい」と感謝の気持ちを延べ、受け取りました。



移住定住 空き家対策事業のご紹介

町では、人口減少対策の一環として空き家を活用した移住定住施策に力を入れています。詳しくは役場企画政策課までお問い合わせください。



空き家情報登録制度

空き家の有効活用を行うため、町で空き家情報を管理し、空き家の利用を希望する人に情報を提供します。ご近所や親せきなど、活用が期待できる空き家があれば、気軽にご相談ください。



移住者向け住宅整備費補助金

空き家を活用し、町外からの移住定住を促進するため、改修費用の一部を助成します。

- 【対象者】▶町外から移住し、定住目的で空き家を購入または賃借する人
▶日野町空き家情報に登録された物件の所有者（移住者に貸し出すことが条件）

【対象となる事業】住宅の居住部分の改修
※対象にならない場合がありますので、事前に相談ください。

- 【補助率】▶一般世帯、空き家所有者：1 / 2（上限100万円）
▶若年世帯：2 / 3（上限150万円）
※若年世帯とは、中学生以下の子どもがいる世帯またはいずれか一方が40歳未満の夫婦世帯



空き家家財道具等処分費補助金

日野町空き家情報に登録された物件に置かれている家財道具を処分する場合に必要な経費に対し、助成を行います。

- 【対象者】▶日野町空き家情報に登録された物件の所有者
▶空き家の入居者（所有者の承諾が必要です）

【補助率】10 / 10（上限40万円）

不要になった生活道具がそのままになっている。処分するには、費用もかかるし、どうしよう。



家財道具保管事業

空き家に残された家財道具を一時的に預かることができます。（一部預かることのできないものもあります）

- 【対象者】▶日野町空き家情報に登録された物件の所有者
▶空き家所有者から委任を受けた管理人
▶空き家の入居者（所有者の承諾が必要です）

【保管期間】1年間（更新可）

空き家にタンスなどの家財道具を残したままにしている。貸し出したくても置き場所などがない。



空き家活用促進奨励金

町外からの移住定住を促進するため、空き家の利活用に協力していただいた人に奨励金を交付します。

- 【対象者】▶空き家登録された物件の場合・・・所有者または所有者から委任された管理人
▶空き家登録されていない物件の場合・・・空き家コーディネーター
（所有者と入居者の仲介を行う人※要登録）

【奨励金の額】1件当たり3万円（入居後6カ月を経過した場合）

【問合せ】役場企画政策課（電話 72 - 0332）